

相模原市立地適正化計画 届出早見表 (○：届出必要 ×：届出不要)

誘導施設の開発・建築等

区域	都市計画区域		相模原 都市計画区域		相模湖津久井 都市計画区域		都市計画区域外	備考
	都市機能誘導区域		内	外	内	外	対象外	
施設種別	医療	病院	×	○	×	○	×	
		診療所	×	×	×	○		
	高齢者福祉	地域包括支援センター (高齢者支援センター)	×	○	×	○		通所・訪問介護事業所、特別養護老人ホーム等施設サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等は届出対象外です。
	子育て	保育所、認定こども園	×	○	×	○		
	商業	商業施設(500㎡以下)	×	×	×	×		
		商業施設(500㎡超え3,000㎡以下)	×	×	×	○ ₂		2 食品スーパーに限る
		商業施設(3,000㎡超え)	○ ₁	○	×	○ ₂		1 生活拠点(城山、田名、原当麻)の都市機能誘導区域内のみ届出対象 2 食品スーパーに限る
上記以外の施設		×	×	×	×			

ここでは、誘導施設のうち市役所・区役所、まちづくりセンター・出張所、図書館といった行政施設は記載していません。

誘導施設の休止または廃止

区域	都市計画区域		相模原 都市計画区域		相模湖津久井 都市計画区域		都市計画区域外	備考
	都市機能誘導区域		内	外	内	外	対象外	
施設種別	医療	病院	○	×	○	×	×	
		診療所	×	×	○	×		
	高齢者福祉	地域包括支援センター (高齢者支援センター)	○	×	○	×		通所・訪問介護事業所、特別養護老人ホーム等施設サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等は届出対象外です。
	子育て	保育所、認定こども園	○	×	○	×		
	商業	商業施設(500㎡以下)	×	×	×	×		
		商業施設(500㎡超え3,000㎡以下)	×	×	○ ₂	×		2 食品スーパーに限る
		商業施設(3,000㎡超え)	○ ₁	×	○ ₂	×		1 生活拠点(城山、田名、原当麻)の都市機能誘導区域内は届出不要 2 食品スーパーに限る
上記以外の施設		×	×	×	×			

ここでは、誘導施設のうち市役所・区役所、まちづくりセンター・出張所、図書館といった行政施設は記載していません。

住宅の開発・建築等

区域	都市計画区域		相模原 都市計画区域		相模湖津久井 都市計画区域		都市計画区域外	備考
	居住誘導区域		内	外	内	外	対象外	
開発行為	・ 3戸以上の住宅		×	○	×	○	×	ここでいう住宅は、戸建て住宅や長屋、共同住宅、店舗兼用住宅など居住機能を備えた建築物をいいます。そのため、寄宿舎は住宅に含まれません。
	・ 1戸又は2戸の住宅で 1,000㎡以上の規模のもの							
	・ 1戸又は2戸の住宅で 1,000㎡未満の規模のもの							
建築等行為 (新築・改築・用途変更)	・ 3戸以上の住宅		×	○	×	○		
	・ 1戸又は2戸の住宅		×	×	×	×		

上記、について、敷地に災害ハザード(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域)が一部でも含まれる場合には「居住誘導区域外」、「都市機能誘導区域外」の扱いとなります。